

平成29年度 第1回市民まちづくり集会
開催結果報告書

① 地域コミュニティを続けるためのまちづくり

		行政(市長等)	地域コミュニティ	市民
自治基本条例	第7条 (地域コミュニティの役割等)	地域コミュニティを支援するとともに、その運営等について自主性を尊重しながら助言等を行うことができる。	様々な活動を通じて地域社会の発展に努めるものとする。 その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。	地域における相互扶助の精神に基づいて、地域コミュニティに加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。
	第24条(地域課題)	各地域が抱える課題を把握し、その課題が市全体の共通の課題であることを市民が認識できるよう、情報提供に努めなければならない。 市長等は、小規模集落等において市民が主体的に行う地域活動に配慮するとともに、その活動が困難な場合においては、必要に応じて、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。		小規模集落(戸数の減少及び高齢化が著しい集落をいう。)等の住民は、地域内で協力するとともに、周辺地域との連携により、地域課題の解決に取り組むよう努めるものとする。
アクションプラン		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ひた「まちのわだい」コーナーで、地域活動を紹介 ・自治会活動等推進事業補助金の交付 ・自治会連合会理事会等への参加 ・出前懇談会等において「水郷ひた応援交付金(自治会還流制度)」を周知 ・まちづくり活動推進事業 ・周辺地域活性化対策事業 ・活動報告会を開催 ・将来に備えた住民自治の在り方を考えるための、自治会長を対象とした講演会の実施 ・まちづくりを行う団体に、支え合いの仕組みづくり事業補助金を交付 ・地域おこし協力隊と集落支援員を配置 		
市民まちづくり集会	目指したいまちの姿	若い人が住みたいまち 人とのつながりがあるまち		
	身近な取組	情報発信・環境整備 地域の取組などの情報発信を行政が行うことで、住民がまちづくりに参加しやすい環境を整備する 行政の応援(つなぎの役割) 行政が住民を仕向ける	祭りへの誘い 祇園祭など、地域に伝わる祭りへの参加を積極的に呼び掛ける。(廃品回収などの子供会活動や町内活動も同様) 祭り、花火、伝統、獅子舞 情報共有 記憶に残るまちづくりやスポーツ 日田はスポーツが盛ん。スポーツを通じて人と人とながらる機会に。スポーツもイベントも担い手不足。記憶に残る体験が必要。	積極的な行事への参加 地域の行事に積極的に参加する。 役割分担 地域行事ではしっかりと役割を決めて行事を支える。 挨拶、笑顔、つながり つながりを深めるために、笑顔で挨拶をする。
	障害となっているカベ	コミュニケーション不足 日田で働く若い人の声を聴くべき 地域の声をもっと聴く機会があるとよい 担当者が変わる事 情報の周知の方法 市報の文字が小さい	地域へのこだわり 祭りの担い手や参加の声掛けなど限られた町内や地域にこだわっている。(もっと広く呼びかけできるとよい) 個人主義 人とのかかわりを敬遠する個人主義が増えている 若者の減少 ドラッグストア、葬斎場は増えているが、店がない。 マンネリ化 祭りのマンネリ化や伝統行事のやらされ感	ボランティア意識の不足 人との関わり不足 IT社会が進むにつれ、人とのつながりが希薄化している。(もっとつながりを持つ必要がある) 意識 ずるずると続けてやめられない(地域の行事、祭りなど) 情報を自ら収集すること

② 若者が活躍できるまちづくり

		行政(市長等)	地域コミュニティ	市民
自治基本条例	第8条(子どもの権利等)	子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりに活用する仕組みの構築に努めるものとする。	子どもが未来を担う大事な存在であることを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子どもの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。	子どもは、まちづくりに参加する権利を有するものとする。
		威宜園教育の理念を生かすとともに、教育環境の充実等を図り、子どもの健全育成に努めるものとする。		子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加するよう努めるものとする。
アクションプラン	第8条(子どもの権利等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「若者の意見を市政に反映させる仕組みづくり」を第6次総合計画における取組の基本方針として明記 ・中・高校生にふるさと「ひた」への理解と関わりを深めてもらうため、HITA PRIDE PROJECT事業を実施(日田市の輝き人紹介パンフレット制作、イベントの実施) ・市内の小・中学校生を対象に先哲の教えや生き方に学ぶ学習を推進 ・市内の小・中学校生を対象に、地域の魅力を学ぶための校外の体験活動などを推進 ・青少年健全育成活動におけるリーダーを育成するため、青少年を対象に体験活動やワークショップ等を実施 ・ふるさとと河川環境保全を啓発するため、市内の子どもたちと協働して簡易水質検査や水生生物調査を実施 ・「日本遺産子どもガイド」として17人を育成し、天領まつりやおひなまつりにて観光客にガイドを実施 		
市民まちづくり集会	目指したいまちの姿	「開かれたまち」-地域の内外で世代間を超えたつながりが大きいまち- 若者とまち・社会・職場・大人・組織が交わり、発展・進化・変化することができるまち		
	身近な取組	Uターンの促進 企業説明会 開かれた、分かりやすい政策の公開 若者の意見を聴く場づくり	若者の意見を聴く場づくり 若者向けの広報紙 地域を超えた参画づくり 若者が集まりやすいイベント お祭り、地域行事の継続	積極的な行事への参加 地域の行事に積極的に参加する。 行事に参加する心意気 日田の魅力を知る ITを活用する SNSを活用した魅力発信
	障害となっているカベ	優良企業が無い 子供の遊び場、学ぶ場が少ない 若者のと高齢者が集える場 家族連れ向けのデパート 子供たちが広い公園で遊べる場所 若者向けの施設が無い 一人暮らしへの支援が無い 低賃金	若者が入りづらい雰囲気 若者がいない 子どもが育てにくい環境(育てやすい環境にするべき) 住民の減少による行事の存続危機	低賃金

③ 災害に強く安心して住めるまちづくり

		行政(市長等)	地域コミュニティ	市民
自治基本条例	第26条(危機管理)	<p>市民及び旅行者等の安全及び安心を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、危機管理体制を整備しておかなければならない。</p> <p>災害等の発生時において、市民及び旅行者の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、地域コミュニティ、社会福祉協議会等の関係機関並びに他の自治体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。</p>	<p>日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。</p>	<p>日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。</p>
	第26条(危機管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織活性化事業(資機材補助)28件(訓練補助)15件 ・防災士養成50人(累計405人) ・防災士スキルアップ研修参加者(全3回 延べ参加者数163人) ・有期限物資の循環、備蓄品(飲料水)、備蓄拠点の追加 ・市役所の組織の見直しによる、地域防災計画の修正 ・日田市防災会議・日田市水防協議会の開催 		
市民まちづくり集会	目指したいまちの姿	<p>顔を知る・人を知る横と縦のつながり、助け合うまち、自助・公助・共助がスムーズにつながったまち(ひとりぼっちにならない)</p> <p>日頃から絆を大切にしているまち</p>		
	身近な取組	<p>子どもが喜ぶイベントの開催(定期的な)</p> <p>「日田って違うよね」と思われる取組</p> <p>住民と、人と人との付き合いをする</p> <p>積極的に地域に出て、周知活動を行う、地域にかかわる</p>	<p>避難訓練の実施</p> <p>高齢者、若い人、お互いの話を聴く</p> <p>腹を割って話せる場づくり</p> <p>普段からの助け合い</p> <p>地形は変えられないが、住民の思考を変える取組</p>	<p>挨拶をする</p> <p>防災意識を持つ</p> <p>日頃の備え</p> <p>地域の祭りに参加する</p> <p>地域のまつりや行事を負担と思わず楽しむ</p>
	障害となっているカベ	<p>災害時の行政の対応(冷たい)</p> <p>臨機応変に対応しない</p> <p>批判を恐れて尻込みしている</p>	<p>マンション・アパートのつながりが無い</p> <p>思っていることが言えない雰囲気</p> <p>コミュニケーションがうまくいっていない</p>	<p>地域に出たいけど出られない雰囲気</p>